

- 
- P2 ごあいさつ
  - P3 国会活動記録 / 自殺対策議連
  - P4～P7 厚生労働委員会
  - P8 予算委員会 /  
国民生活・経済に関する調査会
  - P9 本会議
  - P10 UAゼンセン「重要政策」/  
拉致被害者救済へ向けて署名活動
  - P11 悪質クレーム問題の進展
  - P12 国会見学の実績
  - P13 第25回参議院議員通常選挙
  - P14～P15 国会見学へのご案内
  - P16 田村まみさん当選おめでとう

## いわいたかのり

第198回通常国会は、1月28日に召集され、会期は参議院通常選挙を控えて延長がなかったため、6月26日迄の150日間でした。会期中の5月1日に新天皇陛下が御即位され元号が令和に改元されました。

今通常国会は、政府与党が参議



院議員選挙を見越して与野党対決法案の提出を見送ったこともあり、与野党の対決色の薄い国会となりました。

今国会では、冒頭から毎月勤労統計の不適切調査問題に審議が集中しましたが、その後も官公庁における障害者雇用の水増し、児童虐待事件、国会終盤には年金問題など主に厚生労働分野における問題・課題が数多く扱われることになりました。

こうした中、私は参議院厚生労働委員会野党筆頭理事として与野党折衝にあたり、健康保険法、女性活躍推進法、障害者雇用促進法、児童虐待防止法の法律改正を行った他、私が事務局長として活動している超党派自殺対策を推進する議員の会で提出した新法「自殺対策総合推進法」を始め2本の議員立法を成立に導きました。

この中でも女性活躍推進法は、昨年私たちが議員立法として国会に提出した「パワハラ規制法案」と

悪質クレーム対策に向けて皆さんが取り組んでこられた署名活動がきっかけとなり、今国会に提出された総合的なハラスメント対策を目的とした法案です。今回の法改正によってセクシユアルハラスメント、パワハラメント対策への取り組みが明示的に法律条文に書き込まれた、という点で画期的な前進となりました。また附帯決議で第三者からのハラスメント対策として悪質クレームの防止に向けた対応策を検討することも規定されています。

私を国会に送り出して頂いた3年前には、全く見通しの立っていなかったハラスメント対策ですが、組合員の皆さまの「本気の取り組み」が、政府・霞が関を動かしたのであり、誇るべき労働組合の活動成果であることを申し添えます。

また今国会は、解散総選挙を恐れる野党第1党の弱腰戦術の結果、予算案成立後一度も予算委員会が開かれない、という前代未聞の事

態となりましたが、私の所属する厚生労働委員会は、こうした国会情勢下でも活発な法案審議を目指して委員会運営を図ってきました。その結果、この二年間の厚生労働委員会の開会時間は、26種ある常任委員会・特別委員会の中で例年なら断トツの二位であるはずの予算委員会の108時間を抜いて、124時間41分で堂々の一位となり、私自身の質疑時間も本会議代表質問、予算委員会質疑等を含めて30回、14時間40分となりました。今後も皆さまのための政治を進めてまいります。



国会質問 (2018年10月~2019年6月) ~働く仲間の声を、政策として実現するために~

日付	会議名	議案、質問内容
2018年	11月 15日 厚生労働委員会(一般質疑)	官公庁による障害者雇用の水増し問題、改正出入国管理法について
	11月 20日 厚生労働委員会(参考人質疑・一般質疑)	障害者雇用に関する件
	11月 27日 厚生労働委員会(法案質疑)	水道法の一部を改正する法律案
	11月 29日 厚生労働委員会(参考人質疑)	水道法の一部を改正する法律案
	12月 4日 厚生労働委員会(法案質疑)	水道法の一部を改正する法律案
2019年	1月 24日 厚生労働委員会(閉会中審査)	毎月勤労統計調査の不正問題に関する件
	2月 20日 国民生活・経済に関する調査会	豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備「住まいの確保」
	2月 27日 国民生活・経済に関する調査会	豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備「地域コミュニティの充実」
	3月 15日 予算委員会(一般質疑)	毎月勤労統計調査の不正問題に関する件
	4月 3日 国民生活・経済に関する調査会	豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備「経済・生活環境をめぐる課題と展望」
	4月 23日 厚生労働委員会(法案質疑)	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金給付等に関する法律案
	4月 25日 厚生労働委員会(一般質疑)	パートタイマー・アルバイト従業員の有給休暇取得の義務化に伴う賃金への影響について
	5月 9日 厚生労働委員会(法案質疑)	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案
	5月 14日 厚生労働委員会(法案質疑)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案
	5月 21日 厚生労働委員会(集中審議)	毎月勤労統計調査等に関する件
	5月 23日 厚生労働委員会(参考人質疑)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案
	5月 28日 厚生労働委員会(一般質疑)	介護人材に関わる諸問題について(人材紹介手数料の高騰、人材不足問題)
	5月 30日 厚生労働委員会(趣旨説明)※	超党派議員立法「自殺対策総合推進法案」
	6月 4日 厚生労働委員会(参考人質疑・法案審議)	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
	6月 6日 厚生労働委員会(法案質疑・一般審議)	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
	6月 7日 本会議(代表質問)	防衛大綱・中期防衛計画
	6月 13日 厚生労働委員会(参考人質疑)	児童虐待防止対策の強化を図るため児童福祉法の一部を改正する法律案
	6月 18日 厚生労働委員会(法案質疑・総理に対する質疑)	児童虐待防止対策の強化を図るため児童福祉法の一部を改正する法律案

※は議員立法の提出者として草案の趣旨説明

自殺対策を推進する  
議員の会

5月30日、参議院厚生労働委員会において念願の超党派議員立法「自殺対策の総合かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその結果の活用等の推進に関する法律案(通称・自殺対策総合推進法案)」が採択され、本会議で可決。

その後、衆議院に送付され全会一致で可決成立し、6月12日に無事公布されました。

私が事務局長を拝命している超党派で構成されている「自殺対策を推進する議員の会」は、定期的な役員会、総会を開催し、自殺(自死)の現状と対策の課題について取り組んで参りました。

平成30年中の自殺者数は、対前年比約2.3%の減となっております。自殺対策の取り組みを始め平成21年以降、9年連続で減

少傾向となり、昭和56年以来、37年ぶりに2万1000人を下回りました。

我が国の自殺者数は減ってきているとはいえ、交通事故死者数よりも多いのが現状です。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、今後も与野党の枠組みを超えて自殺総合対策の更なる加速を目指します。



## 厚生労働委員会

厚生労働委員会では、多くの問題・課題に対して質問を行ってきました。これからも、働く皆さまのため積極的に発言をして参ります。

## 毎月勤労統計調査の不正問題を追求

1月24日、閉会中審査を開催し、「毎月勤労統計調査問題」に関して根本厚生労働大臣ほか政府参考人に対して質疑を行いました。

この問題を初めて聞いた時には、耳を疑いました。全ての政策立案のベースとなる統計データに不正があったということは、国会論議の根本が崩れることを意味します。

政府統計に対する信頼を回復するためには、徹底した原因究明に基づく再発防止策の確立が不可



欠です。

質疑では、恣意的に人選された委員による責任逃れを目的とした特別監察委員会報告書の問題点や統計不正の事実を把握していたにも関わらず、誤った毎月勤労統計確報値をそのまま公表した、根本厚生労働大臣の危機意識の低

さ、管理・監督能力の欠如等について事実関係の確認や認識を問いただしました。

なお、特別監察委員会報告書については、客観的な調査ができる第三者委員会を設置し再調査を行う必要性を指摘したことを受けて、その後、追加報告が実施されています。

もうひとつの問題は、今回の統計調査不正によって発生する雇用の追加分について、その事務的経費約200億円を雇用保険特別会計から拠出することです。なぜ厚生労働省の不正によって発生した追加給付を行うための費用負担を私たち労使が負担しなければならぬのか。到底、当事者の理解が得られないことであり、この点を厳しく問いました。

5月21日、「毎月勤労統計調査問題」に関する集中審議が行われました。この集中審議の申し入れは3月下旬から行っており、根本厚生労働省が逃げ回ったこと

から大幅に開催が遅れ、2か月を経てようやく開催されました。

質疑では、総務省統計委員会がこの毎月勤労統計調査の不正問題を受けて設置した点検検証部会において、I〜IVに分類された影響度について最も大きいIVに相当すると結果が出ており、これほど利用上重要な影響が生じる統計の不正は、統計法第60条2号「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものをたらしめる行為をした者」に抵触し、処罰の対象となり得ることを指摘しました。

言うまでもなく、統計データは国家の政策立案の根幹をなすものです。厚生労働省の毎月勤労統計調査の不正問題に対する向き合い方は、完全に危機意識が欠如していると言わざるを得ません。

不正を行った当事者を国会に招致することを拒否し続けるような大臣に再発防止策を講じることなど出来る訳がないこと。さらに現

場に責任を押しつける無責任な姿勢を厳しく指摘しました。

### 健康保険法等の一部を改正する法律案

5月9日、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する質疑を行いました。

本法案は、審査支払機関の機能の強化という意味で、社会保険診療報酬支払基金の組織の集約化が進められるということであり、人員削減ありきの議論には問題があることと根本厚生労働大臣に指摘しました。基金年報に因ると、平



成27年からの3か年度の平均で、389億3817万円もの査定が行われています。支払基金のチェック機能が弱くなれば、将来的に薬剤費の増加につながりかねないということを指摘し、大臣からは、こ

の改革は支払基金が極めて重要な国民皆保険を支えるインフラとして業務の効率化、機能強化を図ることが目的であるとの答弁を引き出しました。本当の意味での適正な医療費、薬剤費の使われ方がなされているかという観点に立って、取り組みを進めるべきことを求めました。

また、健康保険の被扶養者の要件の見直しについて、入管法改正によつて、新たな在留資格で特定技能一号になった方は、10年間家族や配偶者の帯同は認められておらず、この制度によると家族の保険給付を得られなくなり、適正な手続きで加入されたにも関わらず、日本人、外国人の不合理な差が生じてしまい、グローバル化の中、日

本の労働市場としての魅力は低下しており、日本の成長、発展のために優秀な人材を海外から受入れるのであれば、環境整備も必要であり、慎重に議論を尽くすべきことを指摘しました。

5月14日、本法案には懸念される事項も含まれてはいるものの、リアルタイムで加入資格確認が可能となるなど、今後の医療保険制度の運営において必要不可欠な改正でもあることから、賛成多数で可決しました。なお、本改正が国民本位の改正となること。また、支払基金の改正においては、雇用はもとより職員の家庭と仕事の両立を念頭に置くこと。など15項目にわたる附帯決議を提出し、賛成多数で決議されました。

### 女性活躍推進法の一部を改正する法律案

5月14日、今後の審議に先立ち「女性の職業生活における活躍の



井上参考人

推進に関する法律等の一部を改正する法律案」について、問題提起しました。

本法案は、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等に併せ、女性活躍推進のため一般事業主行動計画の策定義務を拡大する取り組みを含むもので、その趣旨には賛同できるものの、具体的な運用方法については、そのほとんどが省令に委任されています。また、働き方改革の論議の端緒となった電通問題では、

「プラチナくるみん」の優良企業として認定されながら、その後のチェック機能が働かないまま、痛ましい過労死自殺を招いていることに鑑み、曖昧な条文を指摘するとともに、認定後のチェック機能の在り方を明確にするよう指摘しました。

5月23日、参考人質疑が行われたの点について質問し、参考人から意見をいただきました。①今回、パワーハラスメントが労働施策総合推進法で防止措置が義務付けられるということであるが、これで職場のあらゆるハラスメントに対応し得るか。②今回、パワーハラスメントが初めて防止措置に義務付けられる内容となっているが、先んじて義務化されているセクシュアルハラスメントの防止措置のうち相談窓口を設置している企業の割合は39・4%、担当者研修は僅か8・9%に留まっている。このような中、どのような法の実効性を確保することができるか。について伺い、①に対しては井上参考人

(連合)から、残念ながら、全てのハラスメントに対応しているとは言いがたいと思っている。連合としてはハラスメントの包括的な法律の下に個別的にセクハラであれば男女雇用機会均等法で規制するなど立て付けが望ましいと考えている。また、今回の法案では、行為者と被害者が限定的であり、フリーランスや就活者などが対象外であり、この方々も含めるべきである。②に対して浅倉参考人(早大名誉教授)から、措置義務違反には行政指導していると聞くが、結局は勧告違反まで行く前に企業が自主的にそれを修正しているからだと言明されるが、それならばなぜ措置義務が四割に留まっているのか、その説明自体が欠けているのではないかと思う。したがって、措置義務にどの程度の実効性があるのか検証すべきと考え。との見解をいただきました。

5月28日午後、採決が行われ、多数をもって可決しました。なお、悪質クレームの防止措置を含む、

あらゆるハラスメント根絶に向けた検討事項を盛り込んだ21項目の附帯決議が決議されました。

### 障害者雇用促進法等の一部を改正する法律案

6月4日、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」の参考人質疑が行われ、聴覚障害・視覚障害・ろうあ等の団体から有識者に出席いただき質疑を行い、参考人の方々から、障害者の方の公務員採用の在り方、公的機関には給付金の義務がないことの問題、手話通訳士不足への対応などについて意見交換を行いました。事業者に対して、障害者の



自立を促すためには、補助金や給付金を支給するより、障害者のために直接的な支援をおこなう事が必要等の考え方が述べられました。

6月6日、根本厚生労働大臣に対し、官公庁において60年間も法定雇用率を偽装していたことについて認識を問いました。大臣からは政府として遺憾でありお詫び申し上げる旨の発言とともに、今回の法改正により推進員等を作り政府一体となり、障害者雇用に率先して取り組む旨の見解が示されました。

その後、採決が行われ、全会一致で可決しました。なお、障害者雇用のさらなる促進を図るため、障害者権利条約が求めるインクルーシブ雇用の促進を念頭に置き、公務員において重度障害者の雇用の促進に努めることや、地方公共団体においても雇用促進が図られるよう財政を含めた支援を行うなど15項目の附帯決議を提出し、全会一致で決議されました。

## 児童虐待防止法の改正案

6月13日、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」の参考人質疑を行いました。

先進的な取り組みの例として、三重県では、エビデンスベースト(証拠に裏付けられた政策形成)による独自のリスクアセスメントが進められています。また、日本は欧米に比べて虐待対応や研究の歴史が浅く、データ分析不足で、相談数に応じた人員配置も十分でなかった事実を踏まえ、このような取り組みや知見を共有し、人材確保のため



の予算についても、国が率先して対応していく必要がある。また、転居先不明で支援が継続出来ない方々が存在する問題に対して、全国で児童相談や虐待相談の経緯を把握できるようなネットワークシステムを早急に整備する必要性や、悲惨な虐待事件の背景にある親の離婚等による家族の変化についての対応、親権・共同親権の在り方についても参考人の方から貴重なご意見をいただきました。

6月18日、法案質疑が行われ、近年、深刻な児童虐待事例が増加傾向にある理由の二つの要因は、日本の高度経済成長期以降の核家族化の進展によるものであり、昔は二世帯同居、三世帯同居が多く育児に慣れていない親の行き過ぎたしつけについて、祖父母やご近所の方々の注意や見守りが抑止力として働いていたが、現代社会では国や行政がこの代替機能を果たしていくことの必要性を指摘しました。また、今回の法改正には暴言によ

る虐待を禁止することが含まれていないことから、近い将来この問題にも向き合う時期が来ることを指摘しました。その後採決がされ、全会一致で可決されました。なお、本法は児童を虐待から防止するための第一歩に過ぎないことから、国、地方、関係機関が一体となって児童虐待防止対策のさらなる強化のため、必要な取り組みを率先して進めることなどをはじめ31項目にも及ぶ附帯決議が決議されました。

### 安倍総理に対する質疑

6月18日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行いました。

老後に2000万円の資金が必要としている金融審議会の報告書を巡る問題で麻生金融担当相が「これまでの政府の政策スタンスと異なるので受け取らない」と拒否したことに関連し、現在の年金制度と水準で老後資金は足りる

という認識なのか安倍総理に迫りました。安倍総理は、公的年金は老後の生活設計の柱となる方針には変わりないと答弁しつつも、年金は生活費をある程度補うもので、必ずしも充分ではないという認識を示しました。

この年金制度の問題については安倍総理が旗振り役となり国会で議論を進めるべきであるにもかかわらず、統計データに基づく厳然たる事実と向き合おうとしない姿勢は、国民に対する明らかな背信行為です。



安倍総理大臣

## 予算委員会



根本厚生労働大臣

3月15日、毎月勤労統計調査の不正問題について、厚生労働委員会会中審査に引き続き予算委員会でも質問しました。この問題の一番大切なことは、国の政策決定の根幹に関わる統計データが揺らいでいるという事実です。原因をきち

んと究明して、絶対に再発させないための体制をどう整えるかを議論するべきところ、厚生労働省は真相究明を行う姿勢すら示さないどころか、「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書」において、「組織的隠蔽」はないと結論付けているものの、その定義について定塚厚生労働大臣官房長に説明を求めたところ、「虚偽はおこなったけれども隠蔽はしていない」と、理解不可能な答弁に終始しました。

また、特別監察委員会の樋口委員長は、労働政策研究・研修機構理事長を始め三十以上の国の審議会委員を担当してきた厚生労働省と深く関わりのある方です。第三者性も中立も担保されていない方々しかも厚生労働省が人選している訳であり、これではいつまでもたつても疑念が払拭されず、原因究明もお手盛な内容になってしまふことを指摘しました。

## 国民生活・経済に関する調査会

本調査会は、3年間を通じたテーマを「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」とし、本年度は、「豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備」について調査を行い、今国会において、「住まいの確保」、「地域コミュニティの充実」及び「経済・生活環境をめぐる課題と展望」について参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

私は、いわゆる「格差問題」に焦点を当てて、参考人質疑を行いました。トリクルダウンに期待した安倍政権の経済政策の効果は限定的であり、減少しつつある中間層をどう掬い上げるべきかが重要な課題となっています。先行きが不透明な中、企業の内部留保が大きくなり、賃金や投資に反映されにくくなっている現状をどう変えていくのが政治の果たすべき役割である

ことを再認識しました。

また貧困問題について、最近私自身が問題意識をもっている中高年の引きこもりについて、疑問を抱きました。その方々の中には、求職しない無業者（ミッシングワーカー）の比率が高くなっています。大きな要因でもある介護離職について、その方々を復帰させるため、介護離職をおこさないためにどうするべきかなど、参考人と意見交換を行いました。

本調査会として報告書をとりますと、参議院議長に提出するとともに、本会議で増子輝彦調査会長が報告を行いました。

報告書の内容については是非、参議院のホームページをご参照下さい。



## 本会議

6月7日、参議院本会議において、「防衛大綱・中期防衛計画」に対して会派を代表して質問を行い、①省庁横断的な防衛大綱の必要性、②グレーゾーン事態に対処する「領域警備法」の早期成立、③イージス・アショアの配備地選定を巡る調査データ偽装疑惑やイージス・アショア配備が日露関係に与える影響、④サイバーセキュリティ体制の強化、⑤日米地位協定における日本の警察権などの諸問題について、安倍総理大臣・岩屋防衛大臣に質しました。

また、冷戦時代の戦略を見直す上で、かつて民主党政権が作成した「22(フタフタ)大綱(2010年に決定した防衛計画の大綱)が動的防衛力構想を打ち出していたにもかかわらず、自民政権の復活後、それが一時棚ざらしにされた経



緯を振り返り、複雑化する安全保障環境下で、より省庁横断的な「真にオールジャパンの対応を記す防衛大綱とすべきでないか」と安倍総理に訴えました。

さらに国民民主党がグレーゾーン事態対処を念頭に「領域警備法案」を国会に提出していることを紹介し、領域警備法整備の必要性について安倍総理の認識を問い、またイージス・アショアを構成する

中距離ミサイル発射筒MK41がINF条約に抵触するものとしてロシアが攻撃対象にすると明言している問題に触れて海上イージスへの転換を促しました。

安倍総理からはイージス・アショアについて、対地攻撃ミサイルを発射する能力は有しておらず、そのような能力の付与は検討していないとの強弁しか得られず、また、米軍が運用するシステムをわが国に配備するのではなく、わが国が主体的に運用するシステムだとの外れな答弁に終始しました。

岩屋防衛大臣からは、イージス・アショアの配備候補地の調査データの誤りについて、検討課程の段階で、遮断物の角度を計算する際に用いた断面図の高さと距離の縮尺が異なっていたという人為的ミスがあったと陳謝がありました。しかし、陸上自衛隊は、国土地理院へ情報提供まで行っている測量のプロであるとともに、中央地理隊が存在しており、単純なミスという説明は

到底信じられません。新屋演習場(秋田市)への配置ありきで、他の配備候補地のまともな調査すら行っていないことが明らかになりました。

今後、政府はこの問題について、国民と周辺住民の方々に対して十分な説明責任を果たす必要があります。



## 厚生労働省及び経済産業省へ要請書手交

5月22日、U Aゼンセンの政策実現に向けて、松浦会長とともに厚生労働省(宮川審議官)と経済産業省(大内審議官)に要請書を手交しました。

### 厚生労働省 重点要請事項

- ① 病氣有給休暇の普及促進
- ② 深夜労働の影響調査の推進
- ③ 外国人労働者の受け入れ体制の整備
- ④ 人事評価等へのAI導入のガイドラインの設定
- ⑤ 企業の安全衛生管理体制と安全衛生教育の強化
- ⑥ 兼業者の労働法制、社会保険適用の整備
- ⑦ 持続可能な社会保険制度の構築
- ⑧ 悪質クレーム(迷惑行為)対策の強化
- ⑨ 国際的な公正労働基準の順守

### 経済産業省 重点要請事項

- ① AIを活用した「技能」の継承及び人事評価等へのAI導入ルールの設定
- ② 悪質クレーム(迷惑行為)対策の強化
- ③ 飲食産業における予約の無断キャンセル防止に向けた取り組みの推進
- ④ 繊維製品の機能性を評価する国際規格の策定
- ⑤ 従業員代表取締役の設置

## 拉致被害者全員の早期救出を！ 50万4049筆の署名を拉致問題担当大臣へ提出



U Aゼンセンは、一刻も早い全ての拉致被害者の救出を求めて、ヤングリープス委員会が中心となつて全国各地の街頭や学習会などで署名活動に取り組んできました。本年度は、過去最多となる50万4049筆の署名をU Aゼンセン

松浦会長、松本猛さん(政府認定拉致被害者松本京子さん「組合員」の兄)、ヤングリープス西岡委員長らとともに内閣府を訪問し菅官房長官兼拉致問題担当大臣に手渡し、「拉致被害者ご家族の方々も高齢となり一刻の猶予もない。これだけの多くの国民の思いにこたえて頂きたい」と要請。菅大臣は、「関係国と連携し日本人拉致被害者全員の帰国に向けて全力で取り組んでいく」と応じました。

全国の街頭で署名活動を行うことよつて、北朝鮮による拉致があったという事実や現在も拉致被害者ご家族が苦しんでおられる現実を国民の記憶から風化させないという意味においても極めて大きな意義があり、現政権において置き去りにされがちな拉致問題対策の推進を強く求めるものです。

## 悪質クレーム対策法



5月10日、悪質クレームの被害から労働者を守るため、国全体で悪質クレーム対策を推進する「消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案」（通称・悪質クレーム対策推進法案）を参院事務総長へ提出しました。

UAセンセンが行ったアンケート調査では、客からの迷惑行為に遭遇した人の割合が7割を超えるなど、悪質クレーム（迷惑行為）は深刻な

社会問題となっていることが明らかになっていくにもかかわらず長年にわたり放置されてきました。しかし、政府が提出し、参議院で審議中の女性活躍推進法等改正案に悪質クレーム対策は盛り込まれていないこと。また、国民民主党など野党が衆院に提出した「パワーハラ規制法案」には悪質クレーム対策を盛り込んでいたものの、与党の反対により否決されたこと。このように政府・与党が悪質クレーム対策に及び腰であることから、私が先頭となり参議院に「悪質クレーム対策推進法案」を提出するに至りました。

法案提出後の記者会見では「悪質クレームは企業だけで取り組もうとしても無理な課題。一定のルールをつくった上で、それぞれの企業が同じスタンスで取り組む仕組みをつくらなければならない。そのためには国や行政が主導してガイドラインをつくる必要がある。」と法案の意義を強調しました。

法案提出後、各党・各会派に参

院厚労委員会で女性活躍推進法等改正案とともに「悪質クレーム対策推進法案」を審議するよう理解を求めるなか、一定の理解は得られたものの、消費者団体はもとより経営者団体からの理解が得られない状況を勘案し、現段階での措置として、女性活躍推進法等改正案成立に伴う附帯決議案に、「経営者へ雇用管理上の配慮を求めること」を盛り込み、全会一致で決議されました。

今後も、悪質クレームについては、各党・各会派に理解を求め早期の法整備等に取り組んで参ります。

### 参考

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（妙）

九、パワーハラスメント防止対策に係る指針の策定に当たり、包括的に行為類型を明記する等、職場におけるあらゆる

ハラスメントに対応できるよう検討するとともに、次の事項を明記すること。

2 自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメント及び自社の労働者が取引先、就職活動中の学生等に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること。

## 消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案（概要）

### 1. 基本理念

- (1) 従業者等の就業環境が害されないようにすること
- (2) 事業者が取り組みを主体的に行うことが重要であること
- (3) 消費者からの苦情の申出等が不当に妨げられることのないよう特に配慮すること。

### 2. 悪質クレームの定義 ※ 下線部は「消費者対応業務」の定義

個人への物・役務の提供その他これに準ずる事業活動（専ら事業者等として個人に対して行うものは除く）に係る業務の相手方に接し、又は対応する業務に関連して行われる行為のうち、従業者等に業務上受忍すべき範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与えるおそれのあるもの。

加害者

悪質クレーム

被害者



客など

= 労働者等に受忍範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与える恐れのある行為



労働者



役員・代表者

※ 正当な苦情の申出を行う機会を確保することが前提となる (公務員も含む) (個人事業主も含む)

# 国会見学者一覧

2019年1月～2019年7月

2019年1月から2019年7月までの間で約3,200名の皆さまが国会見学等にお越しいただきました。今後多くの方々をご案内したいと思っております。また、時間のゆるす限り川合孝典議員から政治情勢等をご説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

## 2019年1月～2019年7月 国会見学者一覧

日付	見学者	日付	見学者
1月 10日 木	基金労組	4月 16日 火	アルペン労働組合
1月 11日 金	大正製薬労働組合	4月 17日 水	マルハンユニオン間接支部
1月 11日 金	オール・デサント労働組合	4月 17日 水	コメリグループユニオン連合会
1月 15日 火	セブン&アイグループ労連「柳沢塾」	4月 18日 木	マルハンユニオン 東京1支部
1月 15日 火	大庄労働組合	4月 19日 金	ダスキン労働組合
1月 16日 水	全イゼミ労働組合	4月 22日 月	交通労連トラック部会
1月 21日 月	UAゼンセン兵庫県支部「ヤングリース」	4月 22日 月	ヨークマート労働組合
1月 23日 水	マックスパリュ西日本労働組合	4月 23日 火	ライフ労働組合
1月 24日 木	UAゼンセン福岡県支部	4月 23日 火	クリエイトエス・ディーユニオン
1月 24日 木	クリエイトエス・ディーユニオン	4月 24日 水	ヨークベニマル労働組合 茨城南ゾーン
1月 25日 金	UAゼンセン徳島県支部	4月 24日 水	UAゼンセン製造産業部門 「医薬化粧品部会医療機器材料関連労組分科会」
1月 25日 金	UAゼンセン福岡県支部		
1月 29日 火	そごう・西武労働組合	5月 8日 水	福太郎ユニオン
1月 29日 火	大阪ソーダ*労組 東京分会	5月 8日 水	コモディイダ*労働組合
2月 1日 金	ロフト労働組合	5月 9日 木	マルナカ労働組合
2月 4日 月	ハウステンボス労働組合	5月 10日 金	ヨークベニマル労働組合 仙北ゾーン
2月 5日 火	やまと労働組合	5月 10日 金	UAゼンセン沖縄県支部
2月 5日 火	イトーヨーカドー労働組合	5月 14日 火	やまと労働組合
2月 6日 水	UAゼンセン流通部門「未来塾」	5月 14日 火	コメリグループユニオン連合会
2月 7日 木	そごう・西武労働組合	5月 15日 水	UAゼンセン鳥取県支部
2月 8日 金	人材サービスゼネラルユニオン	5月 15日 水	上新電機労働組合
2月 8日 金	日本介護クラフトユニオン セントケアグループ分会	5月 16日 木	マックスパリュ西日本労働組合
2月 13日 水	コメリグループユニオン連合会	5月 16日 木	大阪ガス労働組合
2月 13日 水	ヤマダ電機労働組合	5月 16日 木	全千葉薬品労働組合
2月 14日 木	モンテローザ*労働組合	5月 17日 金	ニチイ学館労働組合
2月 14日 木	UAゼンセン千葉県支部「総合サービス部門協議会」	5月 20日 月	UAゼンセン京都府支部
2月 14日 木	旭化成労働組合	5月 21日 火	カネボウ労働組合クラシエ本社支部
2月 15日 金	マツモトキヨシ労働組合	5月 22日 水	KOHYA労働組合
2月 15日 金	ダスキン労働組合	5月 22日 水	ヨークベニマル労働組合 県南ゾーン
2月 20日 水	ヤオマサ労働組合	5月 23日 木	マックスパリュ北海道労働組合
2月 21日 木	アルペン労働組合	5月 23日 木	カスミユニオン
2月 21日 木	UAゼンセン岐阜県支部	5月 24日 金	全魚国労働組合連合会
2月 22日 金	UAゼンセン千葉県支部「流通部門協議会」	5月 24日 金	UAゼンセン山形県支部
2月 22日 金	UAゼンセン佐賀県支部	5月 27日 月	カスミユニオン
2月 25日 月	フレッセイ労働組合	5月 28日 火	SSUAメガネトップ労働組合
2月 25日 月	イオンリテールワーカーズユニオン東海グループ	5月 28日 火	コメリユニオン
2月 26日 火	すかいらーくグループ労連 ニラックス労働組合	5月 29日 水	東レ労働組合東京支部
2月 27日 水	ヨークベニマル労働組合 郡山ゾーン・福島ゾーン	5月 30日 木	UAゼンセン千葉県支部「製造産業部門協議会」
3月 2日 土	UAゼンセン群馬県支部	6月 3日 月	ツルヤユニオン
3月 4日 月	そごう・西武労働組合	6月 3日 月	セブン&アイ・フードシステムズ労働組合
3月 6日 水	イオンリテールワーカーズユニオン中四国グループ*	6月 4日 火	すかいらーくグループ労連ジャパンカーゴ労働組合
3月 8日 金	大正製薬労働組合	6月 5日 水	コメリグループユニオン連合会
3月 11日 月	アークスグループ労連 フクハラ労働組合・東光ストア労働組合	6月 7日 金	帝人労働組合
3月 18日 月	平和堂労働組合	6月 11日 火	全木曾路労働組合
3月 19日 火	スギ薬局ユニオン	6月 11日 火	UAゼンセン愛媛県支部
3月 19日 火	上新電機労働組合	6月 13日 木	帝人労働組合東京支部
3月 22日 金	JR連合「青年・女性委員会」	6月 14日 金	東レ・ファインケミカル労働組合
3月 25日 月	UAゼンセン山梨県支部	6月 14日 金	東洋紡績労働組合
3月 25日 月	アルペン労働組合	6月 15日 土	トーカイ労働組合
3月 27日 水	原信労働組合	6月 17日 月	東レ労働組合東京支部
3月 28日 木	マックスパリュ西日本労働組合	6月 19日 水	イオンリテールワーカーズユニオン南関東グループ
3月 29日 金	セブン&アイ・フードシステムズ労働組合	6月 21日 金	イトーヨーカドー労働組合
4月 10日 水	全プリマハム労働組合	6月 24日 月	UAゼンセン東京都支部
4月 10日 水	フジグループ労連	6月 25日 火	日清紡労働組合本社支部
4月 11日 木	日東紡績労働組合	7月 4日 木	ライフフーズ労働組合
4月 12日 金	帝人労働組合 全ていじん通信員会議	7月 11日 木	UAゼンセン神奈川県支部「総合サービス部門協議会」
4月 12日 金	オーメケンシ労働組合	7月 26日 金	スズケングループ労連エス・ディ・ロジ労働組合
4月 15日 月	スーパーアルプス労働組合		
4月 15日 月	ヨークベニマル労働組合茨城北ゾーン		

2019年 1月～7月 3,257名 / 2016年 9月～累計 13,908名

## 第 25 回 参議院議員通常選挙

田村まみ候補、そして思いを同じくする候補者の当選ため、精力的に全国を回り多くの仲間に支援を呼びかけました。また、国民民主党東京都連会長として、東京選挙区「水野もと子候補」の応援にも奔走しました。



## 東京都区議会議員選挙

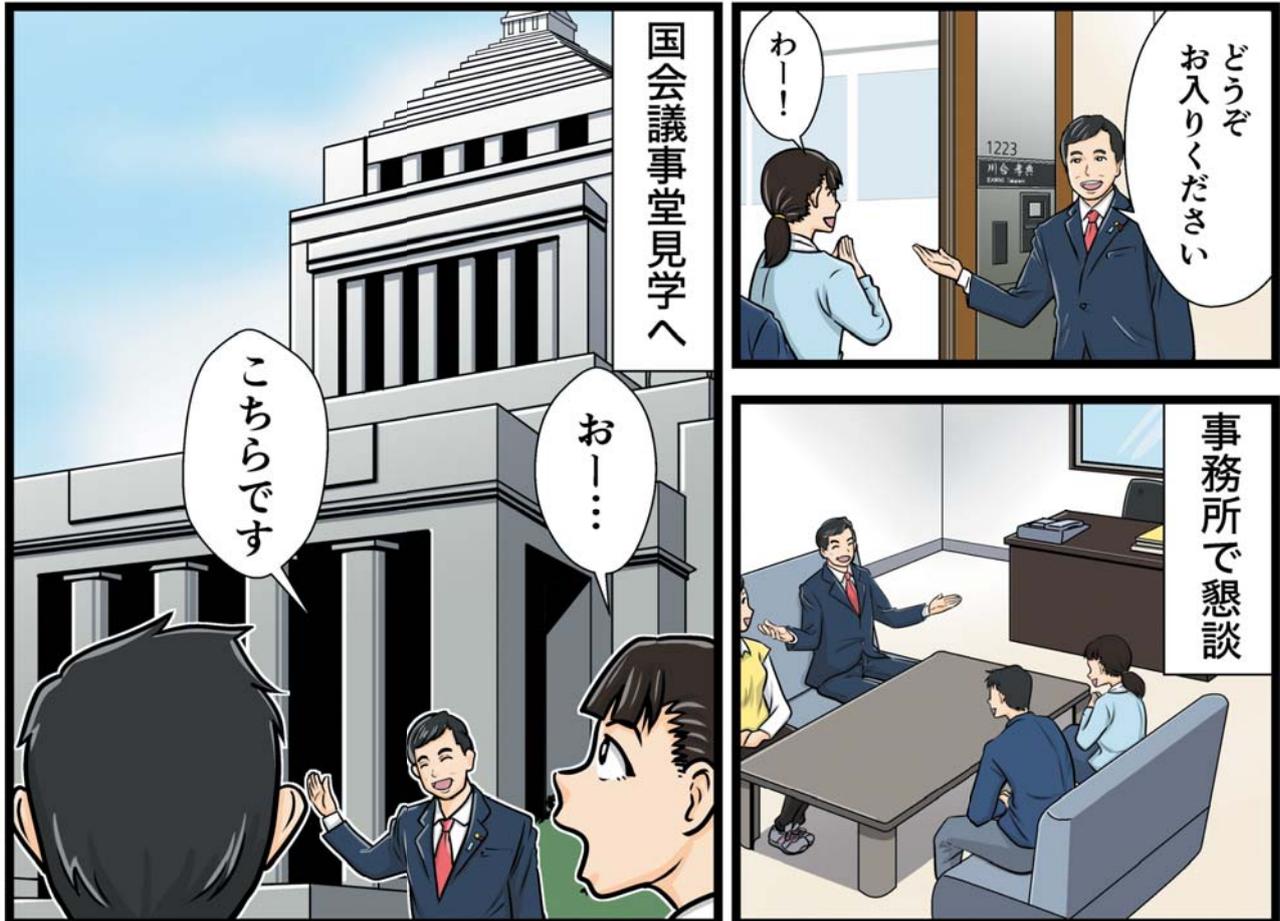
本年は統一地方選挙の年であり、国民民主党東京都連会長として、公認候補の応援のため都内を奔走しました。

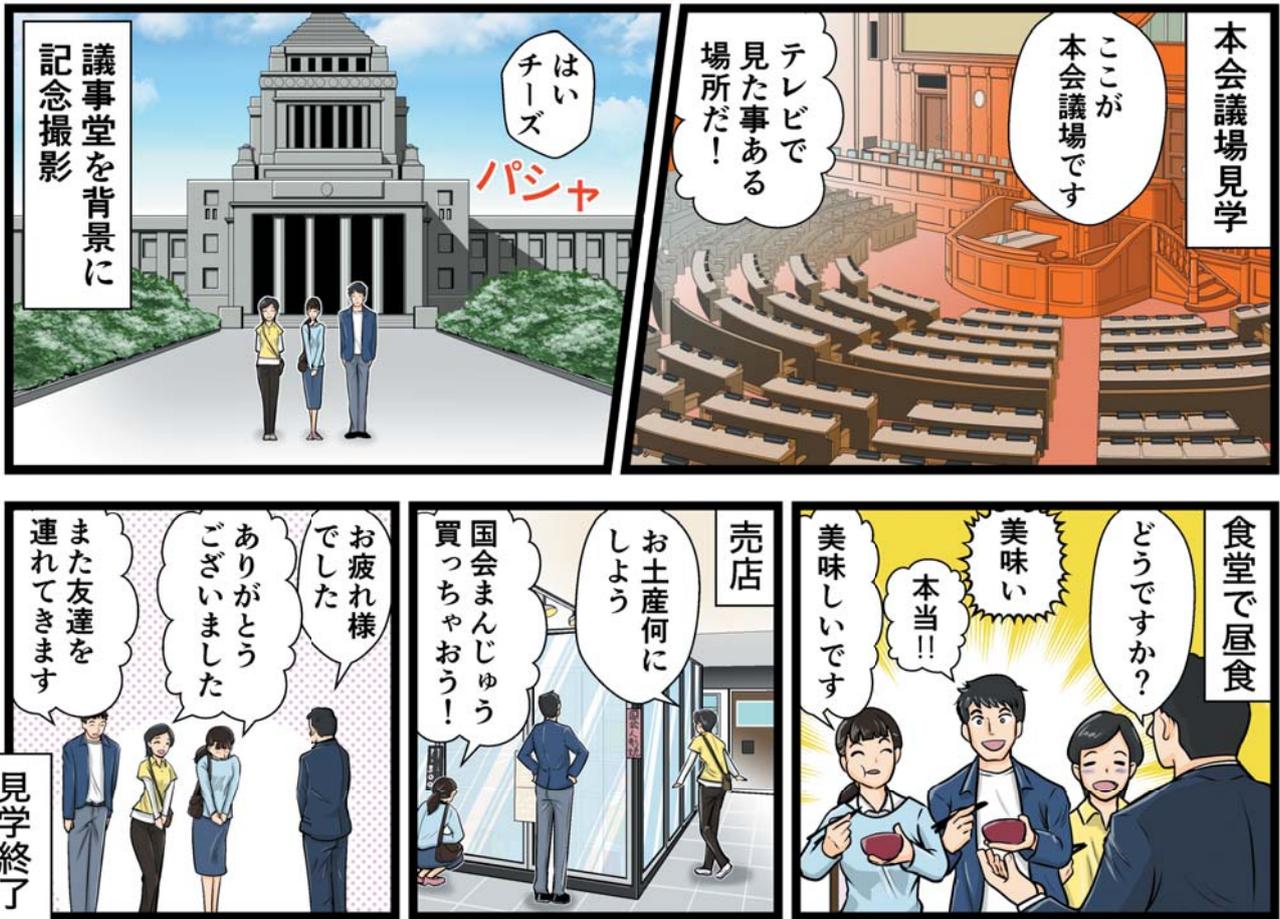


## 国会見学へのご案内



数日後





© 伊賀太郎

## 国会見学のお申し込みについて

川合孝典事務所では国会見学を受け付けています。本会議場や、御休所、中央広間、前庭などの見学、国会正面での記念撮影のほか、参観ロビーでは、国会の役割、議事堂の歴史などを紹介する展示をご覧ください。所要時間は、おおむね1時間です。また、川合孝典議員との懇談、本会議や委員会の傍聴、昼食のご用意など、お気軽にご相談ください。

**受付日：**月曜日から金曜日  
(祝祭日、お盆、年末年始は除く)

**時間帯：**午前9時から午後5時まで

**お問い合わせ**

川合孝典事務所まで  
お気軽にご連絡ください。

お電話での受け付けもいたしております。

### FAX、メールでの申込み方法

[kawai-takanori.jp/  
application/  
にアクセス!](http://kawai-takanori.jp/application/)

『かわいたかのり  
国会見学申込』  
で検索!

かわいたかのりHPの  
トップ画面の  
下の方にある  
『国会見学のお申し込み』  
をクリック!

(上記の方法で『かわいたかのり国会見学の申し込み』ページへ)  
**国会見学申請書【Word・PDF】をダウンロード**  
(国会見学申請書に記入してから下記のFAXもしくはメールで送付)

**FAX.03-6551-1223**

もしくは

メール [takanori\\_kawai@sangiin.go.jp](mailto:takanori_kawai@sangiin.go.jp) で送付!

### ご連絡先

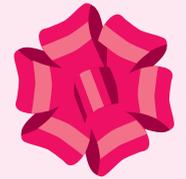
事務所 〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1223号室 [ホームページ http://kawai-takanori.jp](http://kawai-takanori.jp)

TEL:03-6550-1223 FAX:03-6551-1223 E-mail:takanori\_kawai@sangiin.go.jp





# 田村まみさん当選おめでとう



## 政策実現に向け力合わせて！



7月21日に実施された第25回参議院議員通常選挙比例代表において、260,324票を獲得し、国民民主党第1位で当選されました。

これは、UAゼンセンをはじめ多くの仲間の力の結集の結果であります。

今後は、川合孝典議員と力を合わせ仲間の笑顔のため、全力で政策実現に取り組んでいただくことに期待します。

### 田村まみ議員の決意

UAゼンセンの仲間の皆様をはじめ、多くの方々のお支えにより、この度の選挙を勝ち抜くことができました。

これまでの活動でいただきました仲間の声を一日も早く解決・前進できるよう、全力で取り組んでまいります。

そして、ご支援をいただいた皆様のための政策実現に向け、私自身先頭に立って、身近に感じていただける政治を目指してまいります。

働く仲間のために、その仲間の家族の笑顔のために、「生活者・納税者・消費者・働く者」の立場にたって、新たな気持ちで活動をスタートしてまいります。

川合孝典議員へお願いします。今日までのご指導に感謝申し上げるとともに、さらなるご指導をよろしくお願いいたします。



### 川合孝典からの激励



国民民主党にとって初陣となる第25回参議院議員通常選挙で、田村まみ組織内候補は、かつて経験したことのない厳しい選挙戦を戦い抜き、260,324票を獲得して見事、国民民主党比例代表第1位で初当選を果たしました。田村候補の擁立から1年10カ月に及ぶ長い活動を支えて頂いた全国の仲間の皆さまと共に、この素晴らしい勝利の喜びを分かち合いたいと思います。

私たちは、組織一丸となって取り組んだ悪質クレーム対策の活動を通じて、正しい主張は世論を動かし、法律改正まで実現できる、ということを実体験しました。

当事者意識を持って行動しなければ解決できない課題は沢山あります。製造業・流通業・サービス業等、それぞれの産業・業種が抱える課題は、そこで働いている方々にしか判らない課題です。当事者が本気で声を上げて行動を起こすことが課題解決への第一歩となります。

私たち組織内議員は、課題解決を願う皆さまの本気の声を受け止めて法律や制度を作るためにこそ存在しています。これからは、田村まみ議員と共に全身全霊を傾けて、皆さまの声と向き合って活動してまいります。変わらぬご指導のほどをお願い申し上げます。

ホームページ <http://kawai-takanori.jp>



Facebook

<https://www.facebook.com/かわい-たかのり-405467872952405/>

